

平成30年度
国土強靱化に資する税制改正事項の概要

平成29年12月
内閣官房 国土強靱化推進室

国土強靱化に資する関係府省庁の税制改正事項は以下のとおり。

1. 地域住民の生命を守る。

【拡充・延長】

① 津波避難施設に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）

津波災害警戒区域において管理協定が締結された避難施設に係る固定資産税の特例措置について、適用対象となる避難施設の拡充（指定避難施設を追加）及び償却資産の拡充（防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備を追加）を行った上で、3年間延長する。

- ・協定避難施設又は同施設に附属する償却資産：5年間、課税標準を市町村の条例で定める割合（1／2を参酌）に軽減
- ・指定避難施設又は同施設に附属する償却資産：5年間、課税標準を市町村の条例で定める割合（2／3を参酌）に軽減

（国土交通省・内閣府）

【延長】

② 既存住宅の耐震改修に係る特例措置の延長（固定資産税）

昭和57年1月1日以前に所在する住宅の耐震改修工事を行った場合、当該住宅の120㎡相当部分につき、翌年度の固定資産税を1／2軽減する措置を2年間延長する。

（国土交通省・内閣府）

2. 交通、エネルギー、情報通信基盤の災害対応力を高める。

（1）地震・津波対策の推進

【拡充・延長】

① 港湾の耐震対策の推進のための特例措置の拡充・延長（法人税・固定資産税等）

法人税：耐震改修を行った民有護岸等について20%の特別償却を認める特例措置を、南海トラフ防災対策推進地域及び首都直下緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾内の護岸等の特別償却率の拡充（特別償却22%）及びその他地域の護岸等の特別償却率の見直し（特別償却18%）等を行った上で、5年間延長する。

固定資産税：耐震改修を行った民有護岸等について課税標準を5年間2／3に軽減する特例措置を、南海トラフ防災対策推進地域及び首都直下緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾内の護岸等の課税標準の特例の拡充（課税標準5年間1／2）及びその他地域の護岸等の課税標準の特例の見直し（課税標準5年間5／6）を行った上で、3年間延長する。

（国土交通省・内閣府）

【拡充・延長】

② 鉄道の耐震対策に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）

首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の特例措置（課税標準5年間 2/3）について、適用対象となる鉄道施設の拡充（ロッキング橋脚を有する橋りょうを追加）及び見直しを行った上で、2年間延長する。

（国土交通省・内閣府）

（2）災害発生時におけるエネルギー・情報の確実な提供

【新設】

① 地域のデータセンターの電気通信設備の取得に係る特例措置（地域データセンター整備促進税制）の創設（法人税・固定資産税）

地域のデータセンターの整備事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、

(1) 東京圏以外の地域に整備するもので、設置地域近傍からの利用を主たる目的とするものについて、法人税の特別償却を創設する。

(2) 首都直下緊急対策区域以外の地域に整備するもので、専ら同区域内のデータセンターのバックアップを目的とするものについて、固定資産税の課税標準の特例を創設する。

法人税：対象設備の取得価格の15%の特別償却

固定資産税：対象設備の取得後3年間、課税標準を3/4

（総務省・内閣府）

【延長】

② 被災情報や避難情報など地域住民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ラジオ放送事業者による予備放送設備等に対する特例措置の延長（固定資産税）

ラジオ放送事業者が災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等）を対象に取得後3年間固定資産税の課税標準を価格の3/4とする措置について、基幹放送局の送信設備の設置場所と比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に当該設備に代えて新たに設備を整備する場合を対象から除外した上、その適用期限を2年間延長する。

（総務省）

【新設】

③ 省エネ再エネ高度化投資促進税制の創設（法人税・所得税等）

2030 年度のエネミックス実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めるため、

(1) 省エネ：工場等での大規模な省エネ投資や、複数事業者が連携して行う物流システム効率化のための投資に対する支援を強化

法人税・所得税等：特別償却 30%又は税額控除 7%（中小企業のみ）

(2) 再エネ：固定価格買取制度からの自立化や長期安定発電を促進するため、これに大きく貢献する先進的な設備の導入に対する支援を堅持

法人税・所得税等：特別償却 20%

（経済産業省・環境省・農林水産省・国土交通省）

3. 災害に対して粘り強くしなやかに対応できる国土をつくる。 （「自律・分散・協調」型国土の形成）

【拡充・延長】

① 地方における企業拠点の強化を促進する特例措置（地方拠点強化税制）の拡充・延長（所得税・法人税等）

東京一極集中是正の加速化を図るため、地方拠点強化税制において、2年間の延長とともに、①制度全体について、雇用要件の緩和や支援対象施設の拡充、②東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業について、要件の緩和や支援対象外地域の見直し（近畿圏・中部圏中心部を支援対象地域に追加）を行う。

（内閣府）

【新設】

② 地域のデータセンターの電気通信設備の取得に係る特例措置（地域データセンター整備促進税制）の創設【再掲】（法人税・固定資産税）

地域のデータセンターの整備事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、

(1) 東京圏以外の地域に整備するもので、設置地域近傍からの利用を主たる目的とするものについて、法人税の特別償却を創設する。

(2) 首都直下緊急対策区域以外の地域に整備するもので、専らデータのバックアップを目的とするものについて、固定資産税の課税標準の特例を創設する。

法人税：対象設備の取得価格の 15%の特別償却

固定資産税：対象設備の取得後 3 年間、課税標準を 3 / 4

（総務省・内閣府）

【新設】

③ 省エネ再エネ高度化投資促進税制の創設【再掲】（法人税・所得税等）

2030 年度のエネルギーミックス実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めるため、

(1) 省エネ：工場等での大規模な省エネ投資や、複数事業者が連携して行う物流システム効率化のための投資に対する支援を強化

法人税・所得税等：特別償却 30%又は税額控除 7%（中小企業のみ）

(2) 再エネ：固定価格買取制度からの自立化や長期安定発電を促進するため、これに大きく貢献する先進的な設備の導入に対する支援を堅持

法人税・所得税等：特別償却 20%

（経済産業省・環境省・農林水産省・国土交通省）